

平成26年度 組合チャレンジ事業 実施要領

1 目的

本事業実施要領は、大阪府中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱に定める組合先進事業創出事業（以下、「組合チャレンジ事業」という。）に係る経費補助の実施に関して必要な細目を定めることにより、組合が新たに取組む事業を支援することを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業概要

組合から事業提案等を受け、学識経験者や専門家等で構成する組合先進事業創出事業選定委員会で選定された事業について、大阪府が経費の一部を補助する。

(2) 支援内容

事業に要する経費を補助（補助率：事業に必要な経費の1/2〔上限100万円〕）

※「事業に要する経費」とは、大阪府中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）に定めたものとする。

(3) 支援対象事業

下記のいずれにも該当すること。

① 提案事業を通じて、当該組合又は組合員事業の活性化が図られること。

② 他の組合でも活用可能な組合事業であること。

※「事業」とは、組合員のために行う共同事業をさす。

※補助事業終了後に、組合新規事業となる場合は定款変更が必要。

(4) 支援対象事業者

大阪府内に主たる事務所がある事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合、有限責任事業組合（LLP）

3 選定委員会

組合チャレンジ事業は、公募要領に基づき、組合から事業提案を公募する。大阪府は、応募のあった事業提案について、組合先進事業創出事業選定委員会規則に基づく委員会を開催し、「組合チャレンジ事業」審査基準に基づき、採否を決定する。

4 実施方法・手続き

(1) 事業実施

提案した事業を基に、事業計画を具体化するため、組合は、補助金要綱に基づき、補助金を申請できるものとする。事業変更などによる手続きは、すべて補助金要綱による。

(2) 実施報告

事業を実施する組合は、補助金要綱に基づき大阪府へ報告する。

(3) 情報発信等

大阪府は、本事業の取組みの成果について、大阪府ホームページへの掲載による情報発信を行うとともに、大阪府中小企業団体中央会へ情報提供を行う。

附 則

この要領は、平成26年3月31日から施行する。

※本事業は、平成24年度まで「組合先進事業創出事業」として実施していたものです。